

平成 18 年 5 月 25 日

三番瀬再生会議への評価委員会からの報告とお願い

評価委員会 座長 細川恭史

第 1 回評価委員会を 5 月 19 日に開催しました。再生会議からの検討指示のない中での評価委員会の立ち上げであったので、評価委員会の役目の確認と再生会議からの指示の受け方について議論をしました。

主な議論は、

- ・ 評価委員会は、再生会議の指示に基づき、三番瀬の自然環境などについて、科学的に議論してゆく。
- ・ 再生会議からの指示に対し、速やかに検討を行うこととするが、検討に時間を要するものも出てくるだろう。
- ・ 「再生会議からの指示については、検討課題の目的も含め具体的なものにして欲しい。」など、再生会議からの指示を受けるに際して気づいた点がいくつかあった。といった内容でした。

評価委員会で作された議論をふまえて、以下に気づいた点をまとめましたので、再生会議にご報告いたします。

1、評価委員会の役目は、

『再生会議の指示に基づき、
自然環境の定期的なモニタリング手法の検討及びモニタリング結果に基づく三番瀬の全体の影響の評価、
再生事業の実施に伴う周辺環境への影響予測、モニタリング手法に対する意見及びモニタリング結果に基づく影響の評価、
評価に基づく再生事業の継続の適否について三番瀬再生会議への報告、
その他再生事業についての専門的な分野における助言』
を行うことになっている。（「三番瀬再生会議」設置要綱 第 7 条 2）

2、そこで、上記 ・ のために、評価委員会への指示に際しては次の点にご留意いただきたい。

- 1). 全体の影響評価とモニタリングについて、
評価をするときには、三番瀬全体の環境の仕組みが歴史的に変化しているこ

とを踏まえ、いつと比べての変化を把握したいのかなど、どれとどれとを比較するのか、何が居たら良いのか悪いのか、などの基準や考え方を具体的に明らかにしてモニタリング手法の検討指示をして欲しい。

現況の様子を理解するという目的に対する調査と、変化の要因解明をするという目的に対する調査とは手法や解析が異なる部分が多い。現在の県のモニタリング計画は、前者（様子を理解する目的）に対応したものとして理解している。

三番瀬全体の影響の評価には、モニタリング指標・モニタリング頻度・モニタリング密度などを、より細かく密にしないとなかなか検知しがたいが、一方で予算的な制約や時間的な制約もある。全体の評価のためではあるが、指標・密度・頻度を重点化するポイントを絞り整理する必要がある。

また、変化の要因解明をするという目的では、かなり長期にわたって観測し続けてもなかなか解明しづらい項目や因果も多い。「平成 18 年度三番瀬自然環境調査事業」を、「変化が認められたら、その度合いを評価し、その原因を総合的に考察する。」ための調査であるのなら、予算との釣り合いもある中で、調査の組み立て方やモニタリングの進め方を再整理したほうがよい。

三番瀬全体の影響の評価にかかるモニタリング手法の検討をするに際して、検討の枠組みや方向性を見誤らないように、評価委員会でも前提の整理や考え方の整理をまず行う用意がある。

2). 個別の事業の評価

評価をするときには、事業の計画内容によって影響の広がりや影響の様子が変わってくるので、事業に伴うモニタリングの計画時には、影響の広がりや影響発現の時間経過などについていくつかの仮説を作り、その上で仮説の検証ができるようなモニタリング計画にして欲しい。

生物生息にかかる微地形・生活史と各段階毎の環境依存性、海陸の連続性の生態的意味、江戸川放水路調査など、スケールの小さな現象への観察視点の設定や特徴的な現象の局所的な観察、についても、モニタリング計画の中で必要に応じ整理して欲しい。

再生事業の実施に際しての影響評価には、環境影響評価（アセス）的な側面がある。計画する側で、良い影響・悪い影響の仮説（シナリオ）を整理し、提示して欲しい。計画する側で、併せて必要があれば保全措置を示して欲しい。

再生事業の一つとして市川護岸の整備があることから、その実施に当たっての影響評価については、順応的管理の組立も含め、これまでの個別委員会での議論を評価委員会にも紹介して欲しい。

以上